# 令和2年4月 定例記者会見 No1 新型コロナウイルス感染症に関する花巻市の対応について

4月16日(木)に「緊急事態宣言」の対象が全都道府県に拡大されるなど、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いています。花巻市では感染予防の対策と共に、各種活動等の自粛などにより事業活動の縮小など影響を受けている市内事業者に対する支援を国等で行う支援に加えて、独自に行います。

# 《市内事業者に対する支援》

# ◆国の雇用調整助成金への上乗せ補助(4号補正)

花巻市独自に市内の雇用を守るための支援策として、市内事業者へ国が 行う雇用調整助成金の算定額の1/10を上乗せ補助

# ◆花巻市中小企業振興融資制度を拡充し無利子・無保証料を実施(4号補正)

対象資金: 4月1日から概ね5月31日までの運転資金等の新規貸付分

利子補給:借入後当初3年間の利子分を全額補給 要件など:売上高減少などの要件は設けない。

保証料は従前より市が全額負担。

# ◆社会保険労務士による無料相談体制の整備(4号補正)

市内事業者が抱える雇用に関する悩みや課題に対し、助言や解決に導くことを目的として、完全予約制による相談会を開催

対 象:市内事業者

実施期間:令和2年5月18日(月)~令和2年6月30日(火)

相談時間:1事業者当たり1時間30分相談料等:無料(市が委託業務として負担)

# 《市内温泉宿泊施設や関連物産事業者、イベント開催団体、市民に対する支援》

# (1) 温泉宿泊施設を利用する市民への支援

①日帰り入浴助成(1食付)

助成額:料金のうち1,000円分(入湯税は含まない)

②宿泊助成(1泊2食付)

助成額:料金のうち2,000円分(入湯税は含まない)

12共通

対象者:市民(個人又は同居家族)

支払額:ご利用の際に助成(値引き)後の金額を支払

期 間:新型コロナウイルス感染症の状況により実施時期を判断する

その他:ご利用の3日前までに電話予約が必要 利用当日は本人確認ができる書類を持参

# (2) 物産関連事業者への支援(花巻の物産品が当たる抽選会の実施)

対象者: 上記①②を利用した市民の方

内 容:物産品詰め合わせ、クーポン券などが当たる抽選会 賞品発送も含めて(一社)花巻観光協会に委託予定

# (3) 花巻市共催等イベントの中止に伴う広告・印刷経費等に対する支援

・物品購入費:事業実施に当たり購入した物品等を市で買取

・実費経費補助:広告費等実費経費と当該年度収入の差額分を補助

### (4) 一般社団法人花巻観光協会への支援

- ・花巻観光協会の会員企業等において、会費の負担が厳しい状況である事
- ・観光協会が実施する誘客事業・宿泊施設利用促進事業・物産振興事業は、 会費を徴収せずに運営することは困難である事
- ・当協会の運営の停滞は花巻市の観光政策に多大な影響を与える事

上記のことから会費相当分について花巻市が補助。併せて市の物産品の売り上げ向上のため、物産にかかるホームページの再構築費用を補助。

### (5) 湯のまちホット交流サービス事業の利用条件の変更

従来の利用条件である「4人以上の団体」を、一時的に個人の利用のみに変更して4月20日から実施

対象者: 60歳以上の市民(個人)

その家族(運転手1人、介助者1人の2人まで)

利用料:無料(入浴及び休憩以外は自己負担)

その他:利用したい温泉施設に事前に電話予約が必要

「湯のまちホット交流サービス事業利用申請書・確認書」に必要 事項を記入の上、利用当日に温泉施設へ提出

※(1)~(4)は4号補正予算、(5)は現計予算で対応

※(1)(2)(5)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大 状況により中止する場合があります

# 《その他の支援》

### ◆ふるさと納税による市内事業者への支援

- ・ふるさと納税のポータルサイトである「ふるさとチョイス」と連携し、同サイト内の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するページに 花巻市の返礼品を追加して公開
- ・ふるさと納税返礼品提供事業者に対して、4月14日から21日まで特設ページへの掲載希望調査を実施、希望のあった12社12品目について4月24日に公開する予定
- ・市内事業者に対して、ふるさと納税制度を再周知し、ふるさと納税返礼品としての提供を希望する事業者を支援する

# ◆市内の持ち帰り飲食店の紹介

・地域おこし協力隊の塩野夕子さんが、市内の持ち帰り飲食店の情報をGoogleマップ上で集約した「はなまきテイクアウトマップ」を4月12日から公開

# 花巻市の感染拡大を予防するための対応

#### 【マスク及び手指消毒剤の配布について】:健康づくり課

市内の福祉施設、医療施設等の状況に応じて、市の備蓄から配布

マスク: 2万6, 841枚を配布(右記寄贈分を含む)

高齢者福祉施設 950枚、障がい者施設 521枚、医師会、医療機関6,500枚、歯科医師会3,300枚、

学童クラブ 6,900枚、保育園等 3,420枚、小中学校 3,050枚、図書館来客用 2,200枚

消毒液:57リットル(学童クラブ、保育園、障がい者施設、病院)

職員用:マスク1万2、255枚、消毒液127.5リットル

非接触型体温計:小中学校へ30本貸出

※4月21日現在の市の備蓄数は、マスク27,833枚、消毒液297.5リットル

マスク・手指消毒液について追加発注

# 【市の窓口対応について】:契約管財課、窓口担当課

- ▶待合エリアの座席の間隔を広く配置
- ▶お約束のない県外からの営業目的での執務室への入室を制限 (4月6日) 各階の入り口に名刺入れを設置し代用
- ▶窓口カウンターに飛沫感染防止用の仕切り板を設置(現計予算で対応)本庁舎・各総合支所等の窓口にアクリル仕切り板を126基設置ことばの教室用25基、図書館用11基、追加予定
- ▶市外の方の対面による移住相談等を一時休止、電話・メール・オンラインで相談対応(4月20日)

# \$3,300枚、 京り

4月3日に中国江蘇省泰州市海陵区より東京にある株式会社アジア通信社を通じてマスク1万枚の寄贈があり、寄贈されたマスクについては花巻市医師会、歯科医師会を通じて市内医療機関に8,900枚を配布したほか、高齢者福祉施設及び保育園に配布を行いました。



#### (参考)

(参考)

感染拡大の水際対策として非接触温度測定 を行うサーマルカメラ等の機器を購入予定 (2号補正、5月中旬納品予定)

- ・サーモグラフィドームカメラ
- ・サーモグラフィハンディカメラ
- · 体表面温度測定器

5台

5台

5台

### 【市所管施設の休館等について】

振興センター等の貸館施設、各記念館等の文化施設、まなび学園等の生涯学習施設については当分の間、休館。一部の施設については使用施設・使用対象者を 限定して開放。

# スポーツ施設の開放:地域づくり課、スポーツ振興課、各総合支所

- ▶各地区社会体育館等及び市内屋内スポーツ施設 4月29日から5月6日まで利用休止、5月7日以降は当分の間、小学生 のスポーツ少年団及び中高生の部活動での使用に限り開放
- ▶屋外スポーツ施設:スポーツ振興課 4月29日から5月6日まで利用休止、5月7日以降は当分の間、小学生 のスポーツ少年団及び中高生の部活動及び一般の方(花巻市民及び利用者 の大部分が市民である市内スポーツ団体に限る)に開放。

### (参考)

市内の公園での花見等の宴会開催の自粛について・鳥谷ケ崎公園、材木町公園、わかたけ公園、

馬谷ケ崎公園、材木町公園、わかたけ公園、 豊沢川緑地、愛宕山公園、天勝苑、舘山公園 に自粛を呼びかける看板を設置



# その他の施設の開放

- ▶市内4図書館:花巻図書館、大迫図書館、石鳥谷図書館、東和図書館 土・日に限定した貸出・返却サービス等を当分の間実施 (貸出点数、貸出期間を通常より拡大して実施)
- ▶宮沢賢治童話村:賢治まちづくり課 4月29日から5月6日まで利用休止、5月7日以降は当分の間、芝生広場 などの屋外施設に限定して開放
- ▶戸塚森森林公園及び平塚・花巻交流の森:石鳥谷地域振興課、公園緑地課当分の間、市内に在住の方で、個人及び家族(10人以内)に限定して開放
- ▶公園トイレ、公衆トイレ、墓園・斎場等のトイレ等:公園緑地課等 洗面台に手洗いの注意喚起表示・液体石鹸を設置し開放、清掃時にアルコー ル消毒液でドア・ノブ等を消毒

### 【公共交通】:都市政策課、長寿福祉課

▶スクールバスの一般混乗の利用停止

大迫・東和地域におけるスクールバス一般混乗を、感染拡大の終息がみられるまでの期間の利用を休止。これに伴い、「花巻市通学用スクールバス一般混乗制度登録者名簿」に登録されている方に対する通院支援を実施。

#### (参考) スクールバス一般混乗利用者支援の概要(現計予算で対応)

対 象:下記の全てに該当する方

- ①花巻市内に住所を有する方
- ②令和2年3月31日現在の「花巻市通学用スクールバスー般混乗制度登録者名簿」に登録されている方で通院のためにタクシーを利用する方

助 成:1回の申請につきタクシー助成券1万2千円(繰り返し申請可能)

期間:花巻市においてスクールバス一般混乗を再開するまでの間

#### 【市内小中学校の対応について】学校教育課、スポーツ振興課

文部科学省から公表された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、市内各小中学校の始業式(4/4~4/8)から再開。

- ▶「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、家庭生活・学校生活における防止対策を各学校に対し通知
- ▶今後において当分の間、小中学校は開校 岩手県知事から特別措置法に基づく学校の休校等の要請がないこと、県内 で感染が確認されておらず、感染リスクが相対的に小さいと考えられるこ とから、感染防止の取り組みを一事徹底しながら開校
- ▶県内・近隣地域・市内で感染が確認された場合や児童生徒・教職員が感染した場合等いくつかのステージを想定した基本的な対応を整備し、県知事の要請、市対策本部の措置に迅速・適切な対応をとれる体制を構築
- ▶休校せざるを得ない状況を想定し、子供たちに学習機会を提供するため、 復習教材の配布、えふえむ花巻を活用したラジオ講座の提供などを検討( ゴールデンウィーク中に試行予定)、各校ごとに授業動画を作成・自校の ホームページに掲載することも検討
- ▶中学校における部活動の休止
  - ・4月29日から5月6日の間は部活動を休止
- ▶小学校におけるスポーツ少年団活動の休止
  - ・4月29日から5月6日までの間の活動休止についてスポーツ少年団本部に要請
- ▶5月7日以降の中学校部活動、スポーツ少年団活動については以下の通り
  - ・感染が高まる「3密」を避け、平日は2時間以内、休日は3時間以内に限定して実施(最低でも平日1日、週休日1日の休養日を設け過度の活動にならないようにすること)
  - ・大会参加、他市町村との対外試合、合同練習は禁止
  - ・中学校においての体育館の使用は、部ごとに使用時間のローテーション を組むなど、密集状態にならないよう工夫する
  - ※スポーツ少年団についてはスポーツ少年団本部に要請

# 【市内保育園・幼稚園・認定こども園等について】

市内の保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所及び認可外保育施設の教育・保育施設等については、引き続き感染の予防に留意しながら開所。 市立幼稚園等については下記のとおり。

#### ▶市立幼稚園

- ・登園前に自宅で検温することを保護者にお願い
- ・検温してこなかった場合や必要があると認められる場合は、登園時に園 で検温。
- ・感染リスク軽減のため、ご自宅等でのお世話が可能な方には、引き続き 自宅でのお世話をお勧めしています

#### ▶こども発達相談センター

- ・親子教室のうち集団指導及び小集団指導は引き続き中止
- ・電話予約をいただいた方を対象とした個別相談も引き続き実施
- ・相談内容によっては予約制によるこども発達相談センターでの個別指導 を実施
- ・親子教室のうち、個別指導は4月20日から再開
- ・親子教室の集団指導利用者のうち、在宅児については電話等で子供の状況を確認し、必要に応じて予約制によるこども発達相談センターでの個別指導を実施
- ・親子教室の集団指導利用者のうち、在園児については各保育施設に電話 等で子供の状況を確認し、必要に応じて療育指導員が保育施設を訪問又 は予約制によるこども発達相談センターでの個別指導を実施
- ・こども発達相談センター利用者のセンター内での飲食は禁止

#### ▶こどもセンター、子育て支援センター

- ・電話やメールでの子育で相談は引き続き行い、相談内容によっては、予 約制によるこどもセンター・子育で支援センターでの個別相談を実施
- ・こども広場や図書室など遊びの施設の利用については当分の間、休止

### 【イベント等の延期・中止について】

▶市及び市関連団体が主催する全てのイベントについて当面の間中止、市が開催する各種会議についても不急のものは延期又は中止。今後も感染の状況を踏まえて感染拡大防止を第一に考え、イベント等の中止又は延期を判断する。

〈中止・延期を決定している主なイベント〉

- ・第33回毘沙門まつり 全国泣き相撲大会( $5/3\sim5/5$ ) :中止
- ・日本ワインフェスティバル花巻大迫2020(5/30~5/31):中止
- ・令和2年度花巻市消防演習、消防フェスティバル(5/31) : 中止
- ・第40回南部村氏の甲まつり(6/6):延期(令和2年10月頃)
- ・花と緑のまつり2020(6/12~6/14) :中止
- ▶緊急事態宣言が岩手県を含む全国に拡大されたことに伴い、4月17日から当面の間、健診(検診)事業を一時中止対象となる健診等
  - ·定期健康診查(特定健康診查等)
  - ・肺がん検診、前立腺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診
  - · 結核健康診断
  - ・肝炎ウイルス検査
  - ・各保健(福祉)センターで実施する集団での乳幼児健診
- ▶花巻市の第三セクター等が管理する施設で、県外の方の施設利用をご遠慮願う旨を掲示

岩手県から4月17日から5月6日までの間、不要不急の帰省や旅行など、県境を越えて移動することは避けるよう、知事メッセージが発出されたことを受け、当市の第三セクター等が管理する下記施設において県外の方の施設利用をご遠慮願う掲示を行いました。

- ・ホテルステイヒル
- ・大迫森のくにセンター
- ・大迫カントリープラザ
- ・ワインハウス早池峰
- ・ワインシャトー大迫
- 道の駅はやちね
- ・道の駅石鳥谷:酒匠館(物産販売)・りんどう亭(食堂)・農産物直売所 杜の蔵
- ・東和温泉
- ・味処とうわ
- ・道の駅とうわ
- ・田瀬湖釣り公園
- ・田瀬湖オートキャンプ場

### 【国等に対する要望について】

- ・国の行う雇用調整助成金の特例措置の拡充を望む緊急要望を3月11日に本市から県選出国会議員及び岩手県市長会等に提出。 岩手県市長会では県内各市の緊急要望を取りまとめ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」を関係省庁の大臣など国等の関係機関及び東北 市長会総会に新型コロナウイルス感染症対策を含めた特別決議案を提出
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る県と市町村との意見交換会が4月14日に開催され、雇用調整助成金の特例措置の拡充について、県も市町村と歩調 を合わせ、国に働きかけて欲しいと要請

#### 【市職員に対する予防等】:人事課

- ▶新型コロナウイルス感染症に関連する特別休暇を設定
  - ①新型コロナウイルス感染症にかかる検疫法に規定する停留の対象となった場合
  - ②職員又はその親族に発熱等の風邪の症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - ③小中学校等の臨時休校その他の事情により子供の世話を行う職員が、子供の世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
  - ④職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、職員自身に都道府県知事から感染症法に基づく外出自粛要請が出された場合や職員の親族に対して出された場合で職員がその世話をする必要があるときなど、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

#### ▶出張等の原則禁止

- 3月31日から東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、大阪府、兵庫県への出張を原則禁止
- 4月6日から、全国的な感染拡大の状況を鑑み、岩手県外への出張を原則禁止
- 4月17日から、私用での不要不急の県外への外出の自粛を要請

#### ▶派遣職員の帰還要請

国、他自治体等への派遣職員の帰還要請を実施(帰還者:環境省、平塚市派遣者)

# 【その他】

▶新型コロナウイルス感染症対策室の設置(4月22日設置)

花巻市新型コロナウイルス感染症対策本部での決定事項や諸施策に速やかに対応するため、対策本部に新型コロナウイルス感染症対策室を設置 人員体制(7名)

- ·室 長 1名 健康福祉部長
- ・室長補佐 1名 健康づくり課長:対策室の実務を担当
- ・庶務担当 2名 対策室の専従、想定する事務は以下の通り

〈本部、外部折衝〉

- ・備蓄品に関すること、配布希望照会(庁内、各施設)・とりまとめ、販売業者との折衝
- ・対策本部の資料調製、決定事項の周知
- ・岩手県、岩手中部保健所、医師会他関係団体との連絡調整
- ・新型インフルエンザ行動計画、各課マニュアル等

# 〈情報収集〉

- 対策本部会議の議事録作成
- ・国、県の最新情報の収集
- ・他自治体の情報収集
- ・国内外の患者発生状況 等

〈会議の調整・情報の伝達等〉

- ・各種情報及び本部会議の内容を庁内(部長及び担当課長)に伝達及び各部連絡会議の調整・開催
- ・相談担当 3名 相談担当の正職員2名は専従とせずに1日にうち数時間を対策室での執務とする。相談Q&A (マニュアル)作成を行うまた、専従として会計年度職員1名を採用予定